

○津軽広域懇談会運営規則

(平成 26 年 3 月 26 日規則第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 津軽広域連合附属機関設置条例（平成 26 年津軽広域連合条例第 2 号）第 5 条の規定に基づき、津軽広域懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 懇談会は学識経験者 1 名、広域連合を組織する市町村のうち弘前市から選出された者 2 名、弘前市以外の市町村から選出された者それぞれ 1 名及び広域連合長が必要と認める者を委員として組織する。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 3 条 懇談会に座長及び副座長各 1 人を置く。

2 座長は学識経験者をもって充て、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は会議の議長となり、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長が職務を代理する。

(会議)

第 4 条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、津軽広域連合総務課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。